

京都市上下水道局告示第30号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年7月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市左京区岡崎円勝寺町1の11

一般社団法人 京都市公認水道協会

会長 津田 彰眞

2 変更事項

(代表者の変更)

加藤 栄次郎から津田 彰眞に変更

(上下水道局下水道部管理課)